

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成24年  
10月26日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課)……………一  
保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所  
(森林整備課)……………三  
公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………四  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件)(県民生活課)……………四  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………五  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………六  
県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業の換地処分(農村整備課)……………六  
県営長門地区中山間地域総合整備事業(釜谷換地区)の換地処分(農村整備課)……………六  
教委規則  
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………六  
山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………八  
企業管理公告  
一般競争入札の実施……………九

山口県告示第四百十二号  
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前



評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年十月二十六日から同年十一月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー・エスジーエム株式会社  
住 所 周南市開成町四五五番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー・エスジーエム株式会社  
所 在 地 周南市開成町四五五番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り の 使用 方法 の 変 動 の 概 要
五三一口	六・六〇〇 (N <sup>3</sup> /時)	平成二四、 一、一六	平成二四、 一、一九	平成二四、 一、二二	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
"	四・九八〇 (N <sup>3</sup> /時)	平成二四、 一、一六	平成二四、 一、一六	平成二四、 一、一六	"
"	"	平成二四、 一、一三	平成二四、 一、一七	平成二四、 一、二四	"
六五	一・九 (m <sup>3</sup> )	平成二四、 一、一六	平成二四、 一、一九	平成二四、 一、二二	断 続 一 〇 時 間
"	"	平成二四、 一、一三	平成二四、 一、一七	平成二四、 一、二四	"
"	〇・八 (m <sup>3</sup> )	平成二四、 一、一三	平成二四、 一、一七	平成二四、 一、二四	"
"	"	平成二四、 一、一六	平成二四、 一、一六	平成二四、 一、一六	五 時 間
"	"	"	"	"	"

備考 「五三一口」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
ふつ酸廃液処理施設	三	七	四・五	九・六
	三	七	三	九
種 類 <th colspan="2">項 目</th> <th colspan="2">汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値</th>	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
種 類	三	七	四・五	九・六
	三	七	三	九

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力	処理の方式	使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
ふつ酸廃液処理施設	コンクリート・鉄製	一五	中和・凝集沈殿・ろ過	連続	なし	(既)		
種 類	構 造	能 力	処理の方式	使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
ふつ酸廃液処理施設	コンクリート・鉄製	一五	中和・凝集沈殿・ろ過	連続	なし	(既)		

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
種 類	三	七	四・五
	三	七	三
種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
種 類	三	七	四・五
	三	七	三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 水 質 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	九	通 常	通 常	五 三 二
六	七	最 大	最 大	六 〇 〇
七	一〇	通 常	通 常	
一〇	一〇	最 大	最 大	
検出せず	二	通 常	通 常	
二	二	最 大	最 大	
〇・四	〇・四	通 常	通 常	
〇・四	〇・四	最 大	最 大	
五 三 二	六 〇 〇	通 常	最 大	

山口県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。  
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十四年十月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

変更に係る指定施業要件

森林所有者又は登記した権利を有する者  
住所 氏名又は名称

山口市仁保下郷字崩三七〇の一二

土砂の流出の防備

立木の伐採の限度

周南市大字徳山五〇二九の二

柏 良治

二 通知の内容を掲示した場所

山口市役所

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

変更に係る指定施業要件

森林所有者又は登記した権利を有する者  
住所 氏名又は名称

周南市大字須万字小ヤケ一 一六二

土砂の流出の防備

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種

福田 善之の相続人

一六四	字生第一	周南市大字須万二四九二	福田 享一
一一六六	字木屋浴		
浴一六七	字小やノ		
浴一六八	字木屋ノ		
三五〇			
三五一			
三五二			
三五三			
三五四			
三五五			
三五六			
三五七			
三五八			



(五〇七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十一月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人スマイルちゃん  
 代 表 者 の 氏 名 藤川 秀美  
 主たる事務所の所在地 岩国市周東町下久原一四六番地

(五〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ふるさと未来の会  
 代 表 者 の 氏 名 城 光  
 主たる事務所の所在地 宇部市中央町二丁目八番三号

(五〇九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十二月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人市民プロデュース  
 代 表 者 の 氏 名 船崎美智子  
 主たる事務所の所在地 山口市中央三丁目六番一号

(五一〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年十月二十六日から平成二十五年二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイキ宇部店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄  
 会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
---------	---------------------------	---	---	---	---	---	---

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社	佐藤 一郎	高橋 幸
---------------------------	---------	-------	------

四 届出年月日  
平成二十四年十月三日  
変更年月日  
平成二十四年四月一日

(五一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月十二日山口県公告(二六三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十四年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十四年十月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ  
所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一  
二 意見の概要  
騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

山口県知事 山本 繁太郎

(五二) 県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十四年十月二十六日  
山口県知事 山本 繁太郎

一 換地処分の年月日  
平成二十四年十月十日  
二 換地処分の内容

県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(五三) 県営長門地区中山間地域総合整備事業(釜谷換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営長門地区中山間地域総合整備事業の施行に係る釜谷換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十四年十月二十六日  
山口県知事 山本 繁太郎

一 換地処分の年月日  
平成二十四年十月十日  
二 換地処分の内容

県営長門地区中山間地域総合整備事業(釜谷換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十四年十月二十六日  
山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十三号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国高等学校の項中	40	40	40	を	40	30	に改め、同表山口
	40	40	40		30	30	

県立岩国工業高等学校の項中「40」を「35」に改め、同表山口県立柳井商工高等学校の項中「80」を「70」に、「40」を「35」に改め、同表山口県立下松高等学校の項中





中「35」を「30」に改め、同表山口県立萩商工高等学校の項中

1	07	07
---	----	----

を

1	35	35
---	----	----

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表の1の表山口県立大津緑洋高等学校の項の改正規定は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十六日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十四号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一厚狭学区の項中

山口県立青嶺高等学校

を

山口県立青嶺高等学校
山口県立美祢青嶺高等学校

に改める。

別表第二中

山口市
防府市

山口県立美祢高等学校

を



山口市 防府市	山口県立美祢高等学校 山口県立美祢青嶺高等学校
------------	----------------------------

改める。

附則

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年十月二十六日

山口県公営企業管理者職務代理者

山口県企業局長 秋本泰治

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

企業局財務会計・予算編成システム再構築業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十五年三月二十九日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

に

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百七十一号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十四年山口県告示第四十三号）に基づき資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十四年十月二十六日から同年十二月六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十九年四月一日から平成二十四年十月二十六日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）又は企業局財務会計・予算編成システム再構築業務委託総合評価審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県企業局総務課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める

書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県企業局総務課

(三) 受領期限

平成二十四年十二月五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年十二月六日午前十一時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局一号会議室

(二) 日時

平成二十四年十二月六日午前十一時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画、システムの要件及び機能並びにシステムの運用

及び保守に係る提案並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、システムの要件及び機能、システムの運用及び保守並びに技術的能力に係る評価点を求める際的评价項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 五百点

(2) 機能等評価

全体計画 二百点

システムの要件及び機能 千点

システムの運用及び保守 二百点

技術的能力 百点

4 適否判定

企業局財務会計・予算編成システム再構築業務委託総合評価審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県公営企業管理者職務代理者 山口県企業局長 秋本 泰治

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要  
 (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十四年十一月十四日午後五時十五分までに山口県企業局総務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十四年十一月二十一日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
- 3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をある場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出するもの。

(七) 詳細については、山口県企業局総務課(電話〇八三一九三三三―四〇二二)と問い合わせるもの。

十三 Summary

- (1) Division in charge of the contract: General Affairs Division, Public Enterprise Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be purchased: Restructuring and operation management of financial accounting system
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through March 29, 2013
- (4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: General Affairs Division, Public Enterprise Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4022)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., December 5, 2012 (In case of bringing a tender : 11:00 A.M., December 6, 2012)

別表第1

評価の項目	評価の基準
提案の概要	1 提案に当たつての基本的な考え方並びにシステムの全体の概要及び特長が記述されており、かつ、システム導入に当たつて想定される課題及びその対策が説明されていること。 2 仕様書に記載された内容を理解し、これらの実現の方法について具体的に記述されていること。

体系的	計画	システムの運用及び保守	技術的
<p>工程計画</p> <p>システムの開発</p> <p>提出書類等</p>	<p>システムの構成等</p> <p>仕様書に定める機能を満たしていること。</p>	<p>障害対応</p> <p>サービスの品質保証</p> <p>機能の追加</p>	<p>業務に従事する者の経験及び資格等</p>
<p>下記の事項について提案されていること。</p> <p>(1) 委任に係る期間を概括する全体の工程に関する計画</p> <p>(2) 開発に係る期間の詳細な工程に関する計画</p>	<p>1 開発環境について記述されていること。</p> <p>2 システムの開発に係る業務の実施体制について記述されていること。</p> <p>3 開発の段階における進捗管理、品質管理及びセキュリティ管理の方法について提案されていること。</p>	<p>システムの障害が発生した場合の対応に係る下記の事項について、目標時間を含むフロー図を用いて具体的に説明されていること。</p> <p>(1) システムの障害が発生した場合の保守体制</p> <p>(2) システムの障害に対応する保守技術及び代替部品等の調達体制</p> <p>(3) システムの障害が発生した場合におけるデータ損失の最小化及び復旧の方法</p>	<p>1 システムの設計及び構築から安定稼働期までの業務に従事する下記の者について、所属部署、役職、資格、経歴、実績等が記述されていること。</p> <p>(2) 十分な実績を有する者</p> <p>(3) システムの構築及び運用に必要となるハードウェアに関する知識、運用及び保守について十分な実績を有する者</p>

能力	(4) プロジェクトマネージャ業務の遂行に有的な情報、手法、技術等の入手方法について記述されていること。
業績及び資格等	1 品質管理、セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること 2 国及び都道府県からの委託事業を受託し、円滑に実施した実績について記述されていること。

別表第 2

判定の項目	判 定 の 基 準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であり、平成25年度においても経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

平成二十四年十月二十六日印刷

発行人所

山口県知事